

SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出 新規受託開始のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

この度、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出の新規取載（令和2年5月13日付「保医発0513第1号」厚生労働省保険局医療課長通知）に伴い、本検査を新規受託開始させていただきますので、下記のとおりご案内申し上げます。

敬白

記

■受託開始日 令和2年11月2日（月）受付分より

■項目名 SARS-CoV-2抗原（CLEIA法）（項目コード：2958）

■検査要項

検査項目	検査材料	保存方法	検査方法	基準範囲	実施料点数	所日要数	備考
2958 SARS-CoV-2抗原 （CLEIA法）	唾液1～2mL 滅菌容器	冷蔵 （4℃）	CLEIA	注1) 0.67未満pg/mL	600点注2)	2～3	判断料： 免疫学的検査 144点

注1) カットオフ値0.67以上4.00pg/mL未満の測定結果が得られた場合は、必要に応じて再検査および核酸検査法を推奨いたします。

注2) SARS-CoV-2（新型コロナウイルスをいう。以下同じ。）抗原検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原の検出（COVID-19（新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

上記に加え、COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として化学発光酵素免疫測定法（定量）によるSARS-CoV-2抗原検出を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年6月25日健感発0625第5号）の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

■検体採取および提出方法

検体採取につきましては、厚労省の定める「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針第1版」を参照してご提出下さい。

■依頼方法

ご依頼の際は詳細内容をご説明いたしますので、予め担当営業所へご連絡下さい。

以上

*お問合せ先：0246-36-7111（代）

2020-A-045